

第2回こども家庭審議会児童虐待防止対策部会 意見書

令和5年9月12日
 松戸市子ども部
 子ども部長 伊原 浩樹

児童相談所職員の人材確保と職員の育成について

1 現状

- 現在、千葉県では県内に6か所の児童相談所を設置しているほか、政令指定都市である千葉市が単独で児童相談所を設置しており、中核市である船橋市、柏市も設置に向けた準備を進めている。また、1か所当たりの管轄人口が全国平均を大きく上回っている状況を改善するため、令和8年度開設を予定として新たに千葉県児童相談所を2か所増設することとしている。
- 東京都においても2016年(平成28年)の児童福祉法改正により、特別区などが児童相談所を設置することができるようになったことから、児童相談所を設置または設置を検討する特別区が大幅に増えており、令和5年4月1日現在で、児童相談所が未設置または、設置自体を検討していない特別区は1区だけである。
- このように法改正によって、東京都や千葉県のみならず全国的にも児童相談所が増加していく予定の中、児童福祉司等の職員確保と人材育成が急務となっている。

開設年度	東京都(特別区)	千葉県
令和2年度	世田谷区、江戸川区、荒川区	
令和3年度	港区、中野区	
令和4年度	板橋区、豊島区	
令和5年度	葛飾区	
令和6年度	品川区、練馬(※都立)	
令和7年度	文京区	船橋市(市立)
令和8年度	北区、杉並区	松戸市区域、印西市区域、 銚子市(県立・建替え)、 柏市(市立)

2 千葉県における課題

職員の処遇の違いにより東京都への人材流出が起きている。(今後もその流れは加速する恐れ)

項目	東京都(特別区)	千葉県
地域手当 (一般職員)	俸給の20%	俸給の9.2%
遠方への転勤	無(区内のみ)	有(県全域)

3 児童相談所の職員確保と人材育成を図るための改善策案

① 既存の有資格者への支援

子ども家庭福祉分野に特化した民間資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が新たに創設(2024年4月～)

→児童福祉法上、この新資格が児童福祉司の任用資格として位置づけられる。

② 養成校からの新卒児童福祉司等への財政支援

区分	児童福祉司等への支援策(案)	保育士を対象とした支援策の事例(松戸市)
在学中	①修学資金貸付※1 ②奨学金返済支援	保育士養成修学資金貸付金 ・ 県との併用で最大192万円 ・ 5年間勤務で返済不要
就職後	②就職準備金貸付	就職準備金貸付 ・ 最大10万円
	③家賃補助	家賃補助制度 ・ 年間36万円
	④日額や月額手当の大幅アップ	松戸手当 ・ 正規雇用の保育士に、給与とは別に 手当支給(月 45,000～78,000円)

※1 就学資金貸付金については、松戸市病院事業における看護師確保事業においても実施例あり。

③ 上記取り組みへの、国・県補助金制度の創設(例:国 1/2、県 1/2)

→児童福祉司の確保は、保育士より必要数が少ないため、財政負担も少ない。

④ ジョブローテーションの徹底

- 保育士確保で成果を上げている仕組みを、児童福祉司に当てはめ全国一律の仕組みとすることで、自治体間の人材奪い合いをなくすことができる。
- 保育士不足の結果は「待機児童」となるが、保護者が保育できる。一方で、児童福祉司の不足は保護が受けられない子どもが発生する重大な問題であり、人材確保と育成は喫緊の課題である。